

広報 りくぜんたかた

<臨時号⑥2>

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室
(災害対策本部：学校給食センター)

平成23年5月24日

第1仮庁舎代表電話：0192-54-2111

仮設仮庁舎代表電話：0192-59-2111

おおふなとさいがいFMで、広報りくぜんたかた臨時号の内容など、毎日本市の情報を放送しています。周波数は80.5MHzで、午前8時、11時、午後2時、5時の4回放送しています。広報と合わせてそちらも利用してください。

王貞治さんが小友小学校で野球指導

ホームラン通産868本の世界記録を持つ王貞治さんが、5月22日に小友小学校を訪れ小学生から高校生までを対象にバッティング指導を行いました。

この日は、児童生徒や保護者、監督・コーチら約150人が詰め掛け、偉大なホームランバッターが子どもたち一人ひとりにバッティングを指導。

王さんは、「スイングは力を抜いて、インパクト（ボールを打つ瞬間）の時だけ力をいれるように心掛けましょう。小学生の皆さんは、あまり結果を気にせず、楽しく野球をすることを目標に頑張ってください」と子どもたちを元気付けました。



自らバットを振り、身振り手振りを交えながら懇切丁寧に指導した王さん

◆県立高田病院(眼科)からのお知らせ

5月31日(火)の眼科診療は、学校検診のため午後から休診となります。なお、通常の診療は次のとおりです。

- ・月、火、木曜日…午前9時～午後4時
- ・水、金曜日…午前9時～正午
- ・土、日曜日…休診

◆(財)日本相撲協会 東日本大震災巡回慰問のお知らせ

財団法人日本相撲協会では、次のとおり東日本大震災巡回慰問を実施します。

▽日時 6月5日(日)午後2時～

▽場所 高田小学校

▽内容 ちゃんこ鍋炊き出し、横綱土俵入り、ふれあいイベント(写真撮影、握手、子どもたちとのふれあいなど)、支援物資贈呈(※沿岸10自治体にタオル1万枚、Tシャツ1万枚)

▽参加予定力士(予定) 白鵬、琴欧州、魁皇、日馬富士ほか合計20人

◆東京にいる親戚・知人に会いに行きませんか?～ホームステイも可能な週1回の往復無料バスを運行～

NPO法人アースデイマネーでは、東日本大震災で被災した人を対象に、週1回往復の無料バスで陸前高田・東京間を結び、最長3カ月までのホームステイや親戚・知人宅に行くことができるサービスをを行っています。

▽ホームステイの内容

首都圏で個室を提供できる家庭を紹介します。なお、滞在費・水道光熱費は一切無料で、寝具なども用意されています。

▽往復無料送迎バス 毎週土曜日にこちらを出発して、翌週の金曜日に東京から戻ります。

▽利用申込方法 乗車希望の週の水曜日までに、NPO法人アースデイマネーコールセンター(☎03-3498-6522)に連絡してください。

◆歌手の庄野真代さんが明日25日、第一中学校でコンサートを実施

5月25日（水）午後4時から第一中学校で、庄野真代さんと「国境なき楽団」メンバーによるふれあいコンサートが行われます。

当日はNPO団体の一員として”～世界のこどもたちに楽器をおくるプロジェクト～”の活動もしている庄野さんより、今回の震災によって楽器を流失した高田高校吹奏楽部に、楽器と寄付金を贈る寄贈式も行われますので、多くの皆さんの来場をお待ちしております。

◆生命保険の加入者の皆さんへ～(社)生命保険協会からのお知らせ～

社団法人生命保険協会では、このたびの震災で被災した人のうち、加入している生命保険会社から連絡が届いていない人からの連絡をお待ちしています。

なお、加入している生命保険会社が不明の場合は、災害地域生保契約照会センター（☎0120-001731、月曜～金曜の午前9時から午後5時）まで、連絡してください。

▽保険料払込猶予期間の延長について

被災者の皆さんからの申し出により、保険料の払い込みについて猶予する期間を最長9カ月間（平成23年12月末まで）延長します。

なお、猶予期間分の保険料全額の払い込みが困難な場合には、平成24年1月から10月末までに継続して保険料を払い込むことができます。

【震災による特別措置】

	2月	3月	4月	5月	…	11月	12月	1月	2月	…	10月	11月
払込期間												
猶予期間			2～11月分を12月末まで払込猶予									
猶予期間分の払込								平成24年1月～10月分				

最大19カ月間の特別取り扱い

平成24年1月より継続して保険料を払い込みいただくことを要件として、猶予した保険料（分割払込も可能）と平成23年12月分以降の保険料を順次払い込み。

(財)台湾佛教慈濟基金会 東日本大震災・被災者緊急生活支援 住宅被害見舞金を支給

(財)台湾佛教慈濟基金会では、住宅が全壊・大規模半壊・半壊の家族に対し世帯人数に応じて1世帯当たり3～7万円を支給します。

▽日時・支給場所

期日	時間	会場
6月10日（金）	9：00～11：30	モビリア
	13：30～16：00	長部コミセン
6月11日（土）	9：00～16：00	高田小学校（主に高田町の住民）
6月12日（日）	9：00～16：00	高田小学校（主に高田町以外の住民）

▽支給対象 東日本大震災で自宅が全壊・大規模半壊・半壊となった市民

- ▽支給額
- ①単身世帯に対して、1世帯当たり3万円の住宅被害見舞金
 - ②2～3人の世帯に対して、1世帯当たり5万円の住宅被害見舞金
 - ③4人以上の世帯に対して、1世帯当たり7万円の住宅被害見舞金

▽支給手続き 当日、陸前高田市発行のり災証明書（コピー可）、免許証、印鑑を持参してください。詳しくは、台湾慈濟基金会日本支部（☎03-3203-5651）まで。